

JIS

発泡プラスチック断熱材用接着剤

JIS A 5547 : 2026

(JAIA/JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小山 明 男	明治大学
(委員)	稲 葉 佳 彦	独立行政法人住宅金融支援機構
	太 田 啓 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	加 藤 徳 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	木 村 たま代	主婦連合会
	古 賀 純 子	芝浦工業大学
	興 石 直 幸	一般社団法人日本建築学会 (早稲田大学)
	高 橋 幹 雄	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社竹中工務店)
	高 橋 光 明	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	永 井 香 織	日本大学
	萩 原 伸 治	一般財団法人建材試験センター
	花 島 完 治	断熱・保温規格協議会
	吉 田 可保里	T&T パートナーズ法律事務所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 56.3.1 改正：令和 8.2.20

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

原 案 作 成 者：日本接着剤工業会

(〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビルディング TEL 03-3251-3360)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 小山 明男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
4.1 用途による区分	2
4.2 主成分による区分	2
4.3 ホルムアルデヒド放散による区分	2
5 品質	3
6 試験	5
6.1 試験条件（ホルムアルデヒド放散試験の場合は除く）	5
6.2 引張接着強さ	5
6.3 作業性	8
6.4 垂れ	8
6.5 密度	9
6.6 張合せ可能時間	10
6.7 可使時間	10
6.8 侵食性	10
6.9 耐熱クリープ	11
6.10 ホルムアルデヒド放散試験	11
7 製品の呼び方	12
8 検査	12
9 表示	13
10 取扱い上の注意	13
附属書 A（参考）技術上重要な改正に関する新旧対照表	14
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本接着剤工業会（JAIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 5547:2024** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 9 年 2 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5547:2024** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

発泡プラスチック断熱材用接着剤

Adhesives for preformed cellular plastics thermal insulation materials

1 適用範囲

この規格は、建築物の壁面、天井面などにポリスチレンフォーム断熱材¹⁾、硬質ウレタンフォーム断熱材²⁾又はフェノールフォーム断熱材³⁾（以下、発泡プラスチック断熱材という。）を張り付ける場合に使用する接着剤（以下、接着剤という。）について規定する。

なお、技術上重要な改正に関する旧規格との対照表を、**附属書 A** に示す。

注¹⁾ **JIS A 9521** に規定するビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材又は押出法ポリスチレンフォーム断熱材をいう。

注²⁾ **JIS A 9521** に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種（面材としてポリエチレン加工紙、張合せアルミニウムはくなどを積層したものを。）をいう。

注³⁾ **JIS A 9521** に規定するフェノールフォーム断熱材をいう。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 1901 建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小形チャンバー法

JIS A 5430 繊維強化セメント板

JIS A 6901 せっこうボード製品

JIS A 9521 建築用断熱材

JIS K 2207 石油アスファルト

JIS K 6800 接着剤・接着用語

JIS K 6833-1 接着剤—一般試験方法—第 1 部：基本特性の求め方

JIS K 7100 プラスチック—状態調節及び試験のための標準雰囲気

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS A 1901** 及び **JIS K 6800** による。

3.1

第一種特殊条件